

鈴鹿市立小中学校における水泳指導及び学校プール施設の在り方に関する 基本方針の改定について

鈴鹿市教育委員会

1 学校プール施設の維持保全の方針

学校規模によらず、プール本体の耐用年数期間及び委託費用等を勘案し、学校外プール施設における水泳授業の実施について検討することとした。

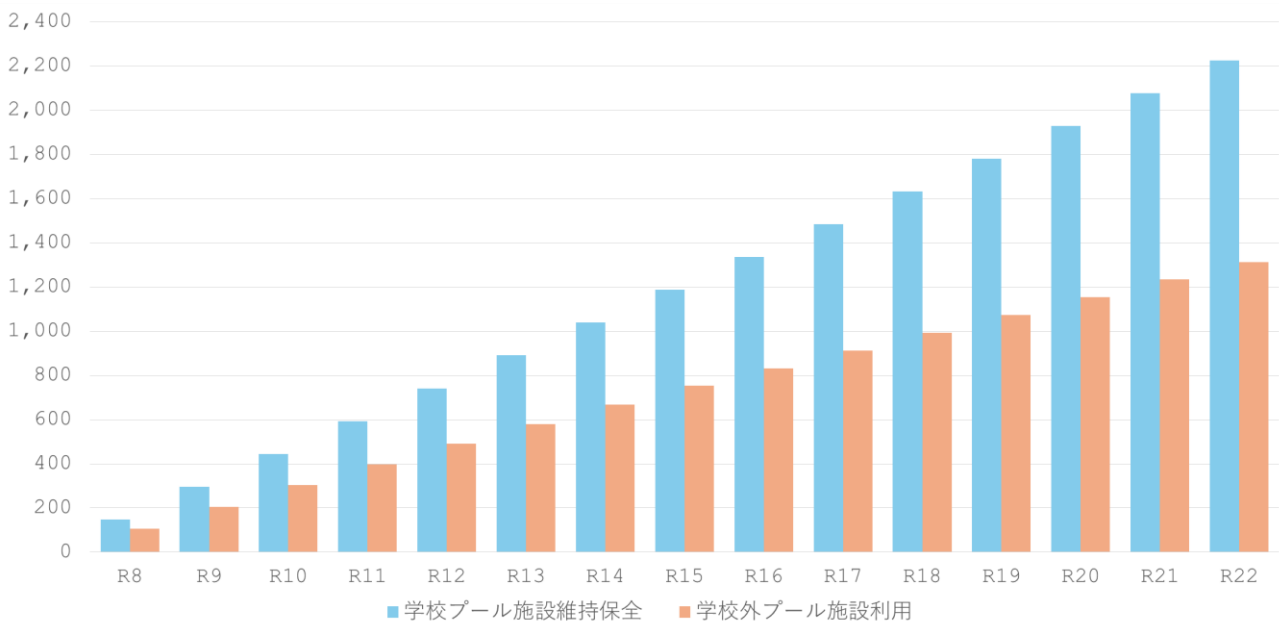
新	旧
<p style="text-align: center;">《小学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自校の学校プール施設を活用し、水泳の実技指導を行う場合には、安全面・衛生面を確保するための予防保全及び事後保全を十分に行う。 【全校対象】 ■ 学校プール施設に大きな不具合が生じた場合、多額の修繕費を要することから、<u>プール本体の耐用年数期間</u>及び<u>委託費用等</u>を勘案し、学校外プール施設における水泳授業を検討する。 ■ <u>学校外プール施設を利用し、水泳授業を実施した以降は、当該学校プール施設の事後保全是行わない。</u> 	<p style="text-align: center;">《小学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づく学校の規模及び児童生徒数の推計を踏まえ安全面・衛生面を確保するための維持保全を十分に行う。 【12学級以上：過大規模、大規模、適正規模校】 ■ 学級数が多く、バス移動による学校外（公共・民間）のプール施設の利用が困難なことから、予防保全による整備を行う。 【11学級以下：小規模・過小規模校】 ■ 学校外（公共・民間）のプール施設の利用を促進しつつ、今後の児童数の減少に伴う小学校の統廃合の動向に注視しながら、適宜、事後保全による改修・修繕を行う。
<p style="text-align: center;">《中学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ （略） ■ （削る） 	<p style="text-align: center;">《中学校》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の水泳指導方針に伴い、水泳の実技指導を行う機会が減少していくことが想定されるため、プール施設に大きな不具合が発生した場合又は学校施設の新築、増改築等を行う場合には、プール施設を廃止する。 ■ 令和5年度に予定している大木中学校校舎増改築事業に伴う旧校舎解体工事及び白子中学校校舎長寿命化改修工事において、プール施設の解体を予定している。

2 コスト比較(新設)

- 下図のとおり、学校外プール施設利用に係る累計額は、学校プール施設の維持保全に係る累計額を下回る結果となる。
- 学校外プール施設利用に係る財政負担については、児童数減少に伴い、**累計額の伸びが緩やかになる**一方、学校プール施設の維持保全に係る財政負担は、昨今の物価高騰の影響を受け**今後も増加することが憂慮される**。

学校プール維持保全及び学校外プール施設利用見込額(累計額)

単位:百万円



3 今後に向けて

- 小学校における水泳授業については、教育効果向上の観点から、引き続き、安全で質の高い指導を保障する。
- 令和8年度に、市内小学校の約半数が、学校外プール施設における水泳授業を実施する状況や教育の機会均等の観点から、**学校外プール施設を利用する学校を拡大することについて検討していく**。
- これまでと同じく、学校プール施設を利用する水泳授業に係る課題解決に努め、安全、安心な実施に向けて、検討を重ねていく。